## 洲本市の給与・定員管理等について

### 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収	支	人 件 費	人	件費	率	(参考)
	(令和6年1月1日)	A			В		I	3/A	4年度の人件費率
5年度	人	千円	Ŧ	-円	千円			%	%
	41,339	24,122,213	602,170		3,942,853		16.3		14.5

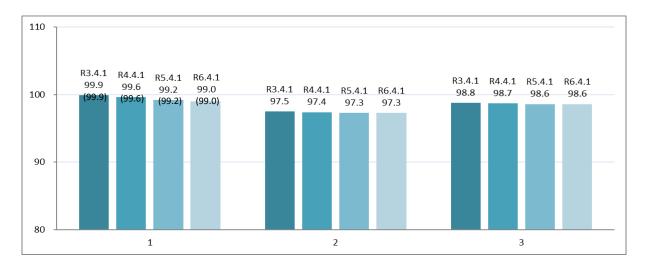
### (2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数	給		費	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
5年度	人	千円	千円	千円	千円
	370	1,360,546	211,986	555,067	2,127,599

(参考)一人当たり	(参考)類似団体			
給与費 B/A	一人当たり給与費			
千円	千円			
5,750	5,916			

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、 定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が 含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
  - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降について、支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

## (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

### [ 実施 ]

改正実施時期	平成27年4月1日
改正の内容	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の水準で引下げ。なお、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

#### ②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準による支給割合0%

(実施状況) 令和2年度から、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する 地域手当の支給地域に在勤する職員に支給する。

#### ③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
洲本市	42.5 歳	330,400 円	388,585 円	359,619 円	
兵庫県	43.2 歳	324,400 円	450,253 円	376,521 円	
玉	42.1 歳	323,823 円	一 円	405,378 円	
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円	

#### ②技能労務職

	公務員							
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額			
				(A)	(国比較ベース)			
洲本市	55.8 歳	24 人	324,500 円	355,496 円	334,092 円			
うち清掃職員	58.1 歳	8 人	333,100 円	367,188 円	344,163 円			
うち 用 務 員	58.4 歳	7 人	311,600 円	326,367 円	318,267 円			
うち学校給食員	53.0 歳	9 人	325,400 円	363,800 円	333,900 円			
兵庫県	57.4 歳	285 人	335,100 円	399,396 円	367,546 円			
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	一 円	330,553 円			
類似団体	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円			

		参考		
区分	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	A/B
	の類似職種	(B)		11/2
洲本市	_	— 歳	— 田	
うち清掃職員	廃棄物処理業(男女)	47.7 歳	314,900 円	1.17
うち 用 務 員	運搬清掃包装等従事者 (男女)	49.1 歳	244,800 円	1.33
うち学校給食員	飲食物調理従事者	41.2 歳	278,500 円	1.31

	参考					
区分	年中	年収ベース(試算値)の比較				
	公務員	民間	C/D			
	(C)	(D)	C/D			
洲本市		_				
うち清掃職員	5,763,456 円	4,376,300 円	1.32			
うち用務員	5,149,604 円	3,297,300 円	1.56			
うち学校給食員	6,036,400 円	3,650,900 円	1.65			

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年~令和5年の3ヶ年平均)。 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に 支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③教育職

区 分 平均年齢		平均給料月額	平均給与月額		
洲本市	38.4 歳	290,080 円	316,278 円		
兵庫県	41.4 歳	362,200 円	422,546 円		
類似団体	40.8 歳	301,577 円	333,558 円		

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての 諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		洲本市		兵 庫 県		国	
一般行政職	大 学 卒	196,200	円	202,400	円	196,200	円
加又11 政和	高 校 卒	166,600	円	170,900	円	166,600	円
技能労務職	高 校 卒	166,600	円	164,000	円		円
1人形力4分40	中学卒	162,100	円		円		円
教育職	大 学 卒	196,200	円	226,100	円		円
秋 月 収	短 大 卒	179,100	円	206,100	円		円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

<u>(の) (歌貝 v</u>	(3) 椒貝炒醛硬牛敷剂 "子匠剂平均和科月银炒扒洗(豆和0年4月1日先生)							
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年			
一般行政職	大学卒	260,454 円	355,516 円	375,869 円	408,816 円			
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし			
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし			
1又形刀伤帆	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし			
教育職	大学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし			
4以 月 1戦	短大卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし			

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

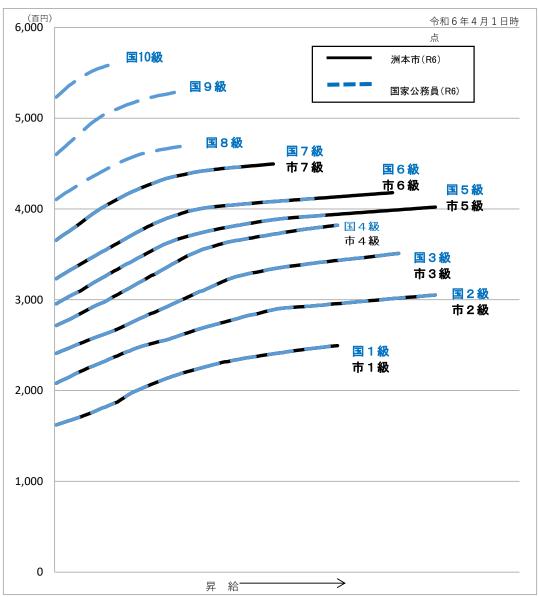
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

		1-24   14   15   15   15   15   15   15   1	- 7102 ( 10 11.0		•	
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7	級	部長、参事、課長、主幹	人	%	円	円
		51	18.4	365,500	446,200	
6	級	課長補佐、副主幹	人	%	円	円
O	/19/X		23	8.3	323,100	411,200
5	級	係長	人	%	円	円
3	/19/X		72	26.0	295,400	394,000
4	級	主査	人	%	円	円
4	/19/X	<u> </u>	24	8.7	271,600	382,000
3	級	主任	人	%	円	円
3	ЛУX	工止	56	20.2	240,900	351,000
2	級	主事、技師	人	%		円
2	△ 形久	土争、坟即	24	8.7	208,000	305,200
1	1 級	<b>本</b> 改旦 ++次旦	人	%	円	円
1	ЛУX	事務員、技術員	27	9.7	162,100	249,400

- (注)1 洲本市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和6年4月1日現在)



(3)	昇給への人事評価の活用状況(一月	般行政職)(洲	本市)			
	令和6年度中における運用	管理	職員	一般職員		
イ.	人事評価を活用している	(	)	0		
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分	0	0	0	0	
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ(一律)					
口.	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

# 4 職員の手当の状況

## (1) 期末手当・勤勉手当

洲	本	市		兵	庫	県			围		
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)							
		1,551	千円			1,769	千円				
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)				(令和5年度支	(給割合)		
期末手当	í	勤勉手当	İ	期末手輩	á	勤勉手当	á	期末手当	í	勤勉手当	
2.45	月分	2.05	月分	2.45	月分	2.05	月分	2.45	月分	2.05	月分
(1.375)	月分	(0.975)	月分	(1.375)	月分	(0.975)	月分	(1.375)	月分	(0.975)	月分
(加算措置の料	<b>犬況</b> )			(加算措置の	状況)			(加算措置の)	犬況)		
職制上の段階、	職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置			措置	
•役職加算 3~15%			・役職加算 5~20%			•役職加算 5~20%					
•管理職力	加算 なし			•管理職加算	10~20%			·管理職加算 10~25%			

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (洲本市)

	令和6年度中における運用	管理	職員	一般職員		
イ.	人事評価を活用している	(	)	0		
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0	
	上位、標準の成績率					
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ(一律)					
口.	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

### (2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

洲	本		市			玉			
(支給率)	自己都多	合	応募認定	ዸ•定年	(支給率)	自己都	合	応募認定	ዸ•定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職	45%加算)	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)							
1人当たり平均支給額	4,171	千円	22,895	千円					

- (注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
  - 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく 退職した場合を含む。

### (3) 地域手当

### (令和6年4月1日現在)

(14,140   1)11 1 1 1	1447							
支給実績	支給実績(令和5年度決算)							
支給職員1人当たり平	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)							
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	員数	国の制度(支給割合)				
市内全地域	0.0 %		5 人	0 %				

(注)県からの派遣職員、および令和2年度から、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に 規定する地域手当の支給地域に在勤する職員に支給する。

# (4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算			15,522 千円				
支給職員1人当たり平均3	支給年額(令和5年度決	<b>:</b> 算)			431,163 円		
職員全体に占める手当支	「給職員の割合(令和5 <sup>4</sup>	年度)			8.5 %		
手当の種類(手当数)				2	25		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	業務	支給実績 (令和5年度)	左記職員に対する 支給単価		
徴収手当	税務職員	家庭等を訪問し、 督励、徴収等の 従事		35 千円	1日400円		
滞納処分手当	税務職員	物件の差押え、差件の引揚げ等の分に従事		33 千円	1日400円		
評価事務手当	税務職員	庁舎外において 産税の課税客体 土地及び家屋に 価事務に従事	のうち	102 千円	1日400円		
用地交渉等手当	用地課職員及び用地 交渉業務従事職員	庁舎外において 業の推進に必要 の取得等に係る はその事業の施 生ずる損失の補 る交渉の業務で 困難であると認め に従事	な土地 交渉により 信に係が で表が	13 千円	1日400円		
社会福祉業務 手当	右記の業務に従事した職員	(1)家庭等を訪問し 会福社法(昭和264 45号)第15条業を 関盟を 報酬を 15条業とはずれも生活 (昭和25年法律第1 施行事した後期 (2)家福社法(昭和25年 (2)家福社法(昭和25年 (2)家福社法(昭和25年 (2)家福社法(昭和25年 (2)家福社法(昭和25年 (2)家福社、日本社法(日本代)、 日本社法(日本代)、 日本代)、 日本代(日本代)、 日本代(日本代)、 日本代(日本代)、 日本代(日本代)、 日本代(日本代)、 日本代(日本代)、 日本代)、 日本代(日本代)、 日本代(日本代)、 日本代)、 日本代(日本代)、 日本代)、 日本代(日本代)、 日本代)、 日本代)、 日本代(日本代)、 日本代)、 日本代)、 日本代) 日本代) 日本代) 日本代) 日本代) 日本代) 日本代) 日本代)	平生の保44c て早父召配及る11被他長者に指護号る。 行法子和3個び法号害よがする導法の)。 児第 一年書に者ら難なの。 児第 年書	286 千円	(1)1日400円 (2)1回800円		
精神結核保健 業務手当	保健師又は看護師	家庭を訪問して料 患者又は結核患 して療養又は看 導に従事	者に接	1 千円	1日300円		
護送作業手当	右記の業務に従事し た職員	精神病患者若し 核患者又は行旅 入院措置の護送 従事	病人の	0 千円	1日740円		
訪問看護業務手当	看護師、理学療法士 等の職員	家庭を訪問し療法 世話又は必要な 補助若しくはリハ テーション等の記 の業務に従事	診療の ビリ	0 千円	1回200円		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度)	左記職員に対する 支給単価
在宅医療業務等待機手当	右記の業務に従事した職員	住民からの緊急の呼び 出しに対応するために 待機	489 千円	勤務日の時間外に待機1 日1,000円、週休日・休 日に待機1日2,000円
夜間看護等手当	右記の業務に従事した職員	深夜(午後10時から翌日 の午前5時までの間をい う。)における看護又は 介護業務に従事	0 千円	勤務1回3,000円
放射線作業手当	放射線技師	放射線作業に従事	0 千円	1日230円
死体処理手当	右記の業務に従事した職員	(1) 行旅死亡人又は変 死者の処置作業に従事 したとき (2) 診療所の入院患者 又は特別養護老人ホー ムの入所者が死亡し、死 後の処置を行ったとき	0 千円	1日4,000円
防疫作業手当	右記の業務に従事した職員	(1) 感染症の予防及び感染症の予防及び感染症の者に対する医療に関する14号)第6条に規定する1類感染症、2類感染症、3類感染症、2類感染症がおっている場合に対策性し、又は発生するが表症患がおいては、必ずないが、ないでは、ないが、ないでは、ないで、ないで、は、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで		1日740円
清掃等作業手当	生活環境課職員	清掃作業又は火葬場作業に従事	1,858 千円	1日900円
狂犬病予防注射 従事手当	右記の業務に従事した職員	狂犬病予防注射に従事	7 千円	1日510円
死獣処理手当	右記の業務に従事した職員	(1)屋外に放置された 死獣の収容作業又は飼い主の要請を受け犬猫 等の死体の引取り作業 に従事したとき (2)収容された死獣を 定められた処分場に搬 送する等の処理作業に 従事したとき	487 千円	1回500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度)	左記職員に対する 支給単価
道路上作業手当	右記の業務に従事した職員	道路の維持修繕の作業 又は上下水道管の補修 作業若しくは公園の清 掃作業のうち道路上で 行うごみの積載等の作 業に従事	62 千円	1日200円
災害従事手当	右記の業務に従事した職員	異常な自然現象又は大 規模な事故により重大な 災害が発生し、若しくは 発生するおそれがある 場合において、洲本市 災害対策本部の指示に 従い、防災又は救助の 業務に従事	269 千円	1災害1,270円
手術手当	医師	手術	0 千円	1回20,000円
時間外診療手当	医師	外来の時間外、休日、深夜の診療	684 千円	1回 診察料点数表の初 診料又は再診料の基本 点数に、時間外、休日、 深夜に該当する加算点 数を加えた点数に10円 を乗じて得た額の8割を 超えない範囲の額
入院手当	医師	入院	0 千円	有床診療所に入院する 患者1人1日につき1,000 円を延べ入院患者数に 乗じて得た額
嘱託医契約手当	医師	医師会との協議に基づく 市内企業等との嘱託医 契約及び市の運営する 施設との嘱託医契約	0 千円	契約金額の7割
往診手当	医師	往診	599 千円	1回 勤務時間内及び休日、夜間、深夜(午後10時から午前6時まで)の診療保険点数表に定める距離に応じて、それぞれ該当する診療保険点数に10円を乗じて得た額の8割を超えない範囲の額
研究研修手当	医師	研究研修	8,403 千円	1か月勤務した月1月に つき60万円を上限として 別に定める額
待機手当	医師	待機	2,138 千円	1日につき平日5,000円、 休日7,500円

# (5) 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	令	和	5	年	度	決	算	)	75,069 千円
職	員 1	人当	たり	平均	匀支	給年	額	(令	和 5	年度	決算	)	200,184 円
支	給	実	績	(	令	和	4	年	度	決	算	)	73,550 千円
職	員 1	人当	たり	平均	自支	給年	額	(令	和 4	年度	決算	)	196,135 円

<sup>(</sup>注) 職員数には管理職手当を支給される職員を含めない。

# (6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	当(令和6年4月1日現在 内容及び支給単価	国の制度と の異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養親族 6,500円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円	同じ	_	47,746 千円	255,324 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃-16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円+(家賃- 27,000円)×1/2(28,000 円限度) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	同じ		21,985 千円	298,138 円
通勤手当	○通勤のため交通機関、 交通用具(自動車等)を使 用している職員に支給(徒 歩により通勤するものとし た場合の通勤距離が片道 1km未満である職員を除 く) ・交通機関を使用している 職員 運賃等相当額(鉄道等 利用者は6億月度期券の 額)支給限度額55,000円 ・交通用している職員 通勤 距離に応じ2,500円~ 26,400円	異なる	国は未。用 は未。用 連 を が で に 当 り で い 対 が の の に り の の に り の の に り の り の り の り の り	47,547 千円	122,228 円
初任給調整手当	○専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される職に新たに採用される職員のために設けられたもので、民間企業の初任給との水準を調整するために支給される手当・医師 368,800円以内(35年)	同じ	_	1,118 千円	1,118,400 円
単身赴任手当	○異動に伴う転居により 配偶者と別居し、単身で 生活することとなった職員 に支給される。 ・30,000円+職員の住居と 配偶者の住居との間の交 通距離による加算額 (8,000円~70,000円)	同じ	_	0 千円	0 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度と の異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
宿日直手当	○宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常の宿日直 5,500円	異なる	国は4,400 円	0 千円	0 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間が深夜 にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与 額×25%×午後10時から 翌日の午前5時までの勤 務時間	異なる	勤務1時間 当たりの給 与額の算 出方法が 異なる	時間外勤務 手当に合算	- 円
管理職手当	○管理又は監督の地位に ある一定範囲の職員に対 して、その職務の特殊性 に着目して支給 ・役職の区分に応じて 50,000円~120,000円	異なる	支給区分・ 金額が異な る	38,811 千円	808,557 円
管理職特別勤務手当	○管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の 運営の必要により、週休 日又は休日等の勤務1回 に当たり、12,000円を超えない額。週休日以外の日 の午前0時から午前5時までの間の勤務1回に当たり、6,000円を超えない額。	同じ	I	190 千円	4,533 円

# 5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

	区	2	分	給料		月	額	等
給						(参考)	類似団体における聶	最高/最低額
不口	市		長	920,000	円		985,000 円/	391,500 円
	<b>→.</b> ,		H	( 920,000	円 )			
料	副	市	長	740,000	円、		790,000 円/	420,000 円
	÷¥-		Ħ	( 740,000	円)		545.000 EII	020 000 H
+n	議		長	505,000 ( 505,000	円 円 )		545,000 円/	230,000 円
報	副	議	長	422,000	円		475,000 円/	200,000 円
	Ħ.1	时交	K	( 422,000	円)		110,000 □/	200,000 円
酬	議		員	390,000	円		442,000 円/	180,000 円
, , ,	HIA.		<i>&gt;</i> \	( 390,000	円)		112,000   17/	100,000   1
	市		長	(令和5年度支給割合)	4.15	月分	(100分の15を洞	成じた額)
期	副	市	長		4.15	月分	(100分の8を減	じた額)
末手	議		長	(令和5年度支給割合)				
当	副	議	長		4.05	月分	(100分の5を減	じた額)
	議		員					
; E.				(算定方式)		(1期の	の手当額)	(支給時期)
退職	市		長	給料月額×在職月数×0.40		17,66	64,000 円	任期毎
手当	副	市	長	給料月額×在職月数×0.24		8,52	24,800 円	任期毎
	備		考					
(注)	1 公宝.	及でだっ	胡酬の(	) 内け 減額措置を行う前の金	婚である	`		

<sup>(</sup>注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

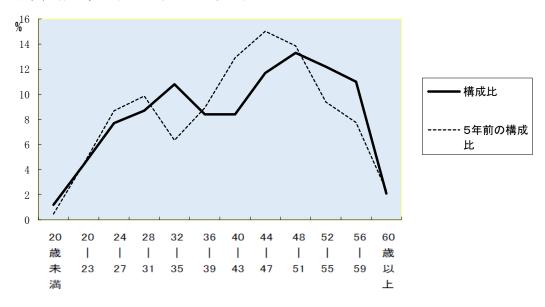
## (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区 分	職     員     数       令和5年     令和6年		対前年	主な増減理由	
					増減数	主な増減理由	
	1	議会	4	4	0	<ul><li>人事異動、退職による減</li></ul>	
		総務	94	95	1		
		税務	18	17	<b>▲</b> 1		
		労働	1	1	0		
	般	農林水産	28	29	1		
普	行业	商工	9	9	0		
普通会計	政部	土木	30	31	1		
会	門門	民生	101	105	4		
計	1 1	衛生	40	36	<b>▲</b> 4		
部門		計	325	327	2	<参考>	
門						人口1万当たり職員数 78.18	
		W/				(類似団体の人口1万当たり職員数 85.28	人)
	教育部門		44	43	<u> </u>		
	消防部門 小計		370	2 372	2		
			370	312	4	くのろう 人口1万当たり職員数 88.94	Į.
						(類似団体の人口1万当たり職員数 109.56	
/.\		病院	11	12	1	( )	/ (/
公	水道下水道		0	0	0		
公 営 企会			7	6	<b>1</b>		
業計		その他	35	37	2		
等部		小 計	53	55	2		
門							
			423	427	4		
	合 計		[ 600 ]	[ 600 ]	[ - ]	<参考> 人口1万当たり職員数 102.09	人

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



Ī		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
	区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
Ī	磁吕粉	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
l	職員数	5	19	33	37	46	36	36	50	57	52	47	9	427

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

# (3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部 門 別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年	間の	増減数(率)
一般行政	312	319	322	324	325	327	15	(	4.8 %)
教 育	46	47	45	44	44	43	<b>A</b> 3	(	▲ 6.5 %)
消防	1	1	1	0	1	2	1	(	100.0 %)
普通会計計	359	367	368	368	370	372	13	(	3.6 %)
公営企業等会計	67	63	57	54	53	55	<b>▲</b> 12	(	<b>▲</b> 17.9 %)
総合計	426	430	425	422	423	427	1	(	0.2 %)

<sup>(</sup>注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

# 7 公営企業職員の状況

該当なし

<sup>2</sup> 職員数は一般職に属する職員数である。